資料３

神戸市社会的養育推進計画における
「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」に関する検討事項

※現行計画にかかる取組状況・資源の整備状況については第１回検討会「資料５」参照

１．里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

＜里親委託率の目標値と現状＞　＊神戸市社会的養育推進計画

	国の目標	神戸市(＊)の目標	現状
乳幼児	（R8 年度末） 3 歳未満児：75%以上 就学前：75%以上	（R11 年度末） 58.3%	（R5 年度末） 3 歳未満児：13.2% 3 歳以上就学前：11.1%
学童期以降	（R11 年度末） 50%以上	（R11 年度末） 30.9%	（R5 年度末） 12.4%

＜神戸市における代替養育を必要とするこども数の推計＞

	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）	令和９年度（2027 年）	令和 10 年度（2028 年）	令和 11 年度（2029 年）
3 歳未満	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人
3 歳以上就学前	49 人	46 人	45 人	43 人	43 人
学童期以降	379 人	377 人	372 人	367 人	360 人
合計	467 人	462 人	456 人	449 人	442 人

＜上記の推計に基づく里親委託児童数の試算＞

	里親委託率	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）	令和９年度（2027 年）	令和 10 年度（2028 年）	令和 11 年度（2029 年）
3 歳未満	30%	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	50%	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	70%	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	100%	39 人	39 人	39 人	39 人	39 人
3 歳以上就学前	30%	15 人	14 人	14 人	13 人	13 人
	50%	25 人	23 人	23 人	22 人	22 人
	70%	36 人	35 人	34 人	33 人	33 人
	100%	49 人	46 人	45 人	43 人	43 人
学童期以降	30%	114 人	114 人	112 人	111 人	108 人
	50%	190 人	189 人	186 人	184 人	180 人
	100%	379 人	377 人	372 人	367 人	360 人

※参考：年代別里親等委託児童数の推移

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
代替養育が必要な児童数	3 歳未満	47	66	51	40	38
	3 歳以上就学前	78	54	43	57	54
	学童期以降	354	370	387	384	379
	合計	479	490	481	481	471
里親等委託児童数	3 歳未満	7	6	5	4	5
	3 歳以上就学前	16	13	11	8	6
	学童期以降	37	44	46	50	47
	合計	60	63	62	62	58
里親等委託率	3 歳未満	15%	9.1%	9.8%	10.0%	13.2%
	3 歳以上就学前	20.5%	24.1%	25.6%	14.0%	11.1%
	学童期以降	10.5%	11.9%	11.9%	13.0%	12.4%
	合計	12.5%	12.9%	12.9%	12.9%	12.3%

２．里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

＜神戸市における里親支援機関の設置状況（R6.4.1 現在）＞

施設･団体種別	設置数	備　考
乳児院	3 ヶ所	
児童養護施設	13 ヶ所	
児童家庭支援センター	4 ヶ所	うち 1 ヶ所に未委託里親トレーニング事業を委託
その他（公益社団法人）	1 ヶ所	里親開拓促進事業を委託
合計	21 ヶ所	

＜里親支援専門相談員の業務の見直し（R6.4.8 こども家庭庁局長通知＞

【見直し前の業務】

①里親の新規開拓
②里親候補者の週末里親等の調整
③里親への研修
④里親委託の推進
⑤里親家庭への訪問及び電話相談
⑥レスパイト・ケアの調整
⑦里親サロンの運営
⑧里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
⑨アフターケアとしての相談

【見直し後の業務】「(1)(2)」、「(3)(4)」、「(2)(4)(5)(6)」のいずれかの組み合わせを選択して実施

(1)所属施設の在籍児童の里親等委託の推進	・委託可能な在籍児童及び里親等の把握 ・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント ・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり ・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。） ・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（乳児院においては、必要に応じて実施することとし、児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。） ・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。） ・在籍児童と里親等との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流
(2)所属施設に在籍していた児童が委託されている里親への支援	・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援 ・電話や通所による相談支援 ・所属施設でのレスパイト・ケアの受入 ・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整 ・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言
(3)所属施設に在籍していた児童以外の里親等委託の推進	※下記事項以外は（１）と同じ 「一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント」を含み、「委託可能な在籍児童及び里親等の把握」は除く。
(4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童が委託されている里親への支援	※(2)と同じ
(5)里親等を対象とした研修やトレーニング等	・座学による講義、研修等 ・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング ・所属施設での実習の受入 ・フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催 ・地域で開催されるイベント等への支援
(6)里親等への委託後又は委託解除後の児童の自立支援	・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援 ・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート ・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施 ・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、里親等と協力した家庭復帰支援

＜児童家庭支援センターの事業内容（児童家庭支援センター設置運営要綱より）＞

(1)地域・家庭からの相談に応ずる事業	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
(2)市町村の求めに応ずる事業	市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
(3)都道府県又は児童相談所からの受託による指導	児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童（18 歳到達後も継続的な指導措置が必要な者を含む。）及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。
(4)里親等への支援	里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。
(5)関係機関等との連携・連絡調整	児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う

＜里親支援センターの業務（里親支援センター設置運営要綱より）＞

以下に定める業務を全て実施

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務	里親制度等の普及促進を、里親になろうとする者の開拓
(2) 里親等研修・トレーニング業務	① 基礎研修、登録前研修及び更新研修 ② 未委託里親等に対する研修・トレーニング ③ その他、里親等並びに里親になろうとする者に対する研修・トレーニングに資する業務
(3) 里親等委託推進業務	① 里親等とのマッチング ② 自立支援計画への助言等 ③ 里親委託等推進委員会の開催又は参画
(4) 里親等養育支援業務	① 里親等への情報提供・訪問支援 ② レスパイト・ケアの調整 ③ 里親等による相互交流 ④ 里親等による援助活動 ⑤ その他、利用者に対する養育支援に資する業務
(5) 里親等委託児童自立支援業務	① 委託解除前からの自立に向けた相談支援等 ② 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等 ③ その他、自立支援に資する業務